



金 沢 市 公 報

第 3 1 6 4 号

令和6年(2024年)11月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
● 告 示		○ 道路の供用の開始について (道路管理課)	7
○ 自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1	● 告 告	
○ 自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○ 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (市街地再生課)	7
○ 令和5年告示第131号(金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第7条第1項の規定に基づくシステムの指定について)の一部改正について (デジタル行政戦略課)	3	○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について (")	8
○ 身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課)	3	○ 片町四番組海側地区市街地再開発組合の設立認可に係る施行地区となるべき区域について (")	8
○ 身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について (")	3	○ 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例の規定による災害に強い都市整備の推進に関する協定の締結について (")	8
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について (")	4	● 教育委員会告示	
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新について (")	4	○ 令和7年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項 (市立工業高等学校)	10
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について (")	7	● 選挙管理委員会告示	
		○ 選挙人名簿の登録を行う日について (選挙管理委員会)	15
		● 農業委員会告示	
		○ 令和6年第11回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	16

告 示

●金沢市告示第294号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和6年11月21日

金沢市長 村 山 卓

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場
- 金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
自転車 55台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
令和6年10月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市二口町二24番地5
公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時 令和6年11月22日から令和7年2月21日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第295号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和6年11月21日

金沢市長 村 山 卓

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
大河端西1丁目地内	自 転 車	3台
永安町地内	自 転 車	1台
本江町地内	自 転 車	1台
疋田1丁目地内	自 転 車	1台
長土堀3丁目地内	自 転 車	1台
松村5丁目地内	自 転 車	1台
新神田2丁目地内	自 転 車	1台
額乙丸町地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
西念1丁目地内	自 転 車	4台
保古1丁目地内	自 転 車	1台
尾山町地内	自 転 車	1台
田上町地内	自 転 車	1台

中央通町地内	自 転 車	1 台
西金沢2丁目地内	自 転 車	1 台
横川1丁目地内	自 転 車	1 台
高尾台3丁目地内	自 転 車	1 台
弥生3丁目地内	自 転 車	1 台
丸の内地内	自 転 車	1 台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和6年10月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
令和6年11月22日から令和7年5月21日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第296号

令和5年告示第131号（金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第7条第1項の規定に基づくシステムの指定について）の一部を次のように改正します。

令和6年11月21日

金沢市長 村 山 卓

表に次のように加える

金沢市上下水道ポータルサイト	https://www.re-gp.jp/kanazawa-city-suidou/Account/GasLogin
----------------	---

●金沢市告示第297号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和6年11月21日

金沢市長 村 山 卓

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	内科	小林 拓	令和6年10月4日
金沢駅前内科・糖尿病クリニック	金沢市本町2丁目15番1号 ポルテ金沢地下1階	内科	小倉 慶雄	令和6年10月4日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	和田 崇宏	令和6年10月4日
M's clinic Beauty and Health	金沢市玉鉾5丁目25番地	形成外科	小島 正嗣	令和6年10月4日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	外科	懸川 誠一	令和6年10月4日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	外科	西川 悟司	令和6年10月4日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	外科	和田 崇志	令和6年10月4日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	外科	寺田 百合子	令和6年10月4日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	内科	迫 恵輔	令和6年10月4日

●金沢市告示第298号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和6年11月21日

金沢市長 村 山 卓

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	小児外科	安井 良僚	令和6年6月30日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	内科	稲垣 慎吾	令和6年3月31日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	内科	片山 伸幸	令和6年3月31日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	外科	西田 洋児	令和6年3月31日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	整形外科	楫野 良知	令和6年3月31日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	眼科	横川 由起子	令和6年3月31日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	丹羽 弘高	令和6年10月1日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	腎臓に関する医療科	篠崎 公秀	令和6年3月31日

●金沢市告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

令和6年11月21日

金沢市長 村 山 卓

訪問看護

名 称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
ウィル訪問看護ステーション金沢	金沢市吉原町ハ66番地1	育成医療、更生医療	令和5年4月1日

●金沢市告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和6年11月21日

金沢市長 村 山 卓

1 病院

名 称	所在地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	口腔に関する医療	令和6年10月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	整形外科に関する医療	令和6年10月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	形成外科に関する医療	令和6年10月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	脳神経外科に関する医療	令和6年10月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	心臓脈管外科に関する医療	令和6年10月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	免疫に関する医療	令和6年10月1日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	腎臓に関する医療	令和6年10月1日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	心臓脈管外科に関する医療	令和6年10月1日
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	腎臓に関する医療	令和6年10月1日
国家公務員共済組合連合会北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	心臓脈管外科に関する医療	令和6年10月1日
医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町ハ16番地	心臓脈管外科に関する医療	令和6年10月1日

西東泌尿器科医院	金沢市北安江3丁目6番15号	腎臓に関する医療	令和6年10月1日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	腎臓に関する医療	令和6年10月1日
独立行政法人 国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	耳鼻咽喉科に関する医療	令和6年10月1日
独立行政法人 国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	整形外科に関する医療	令和6年10月1日
独立行政法人 国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	腎臓に関する医療	令和6年10月1日
独立行政法人 国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	心臓脈管外科に関する医療	令和6年10月1日
独立行政法人 国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	脳神経外科に関する医療	令和6年10月1日
医療法人社団 しま矯正歯科	金沢市鞍月5丁目128番地	歯科矯正に関する医療	令和6年10月1日
和田歯科医院	金沢市下新町6番12号	歯科矯正に関する医療	令和6年10月1日
金沢こども医療福祉センター	金沢市吉原町口6番地2	整形外科に関する医療	令和6年10月1日
香林歯科・矯正歯科	金沢市広岡3丁目1番1号	歯科矯正に関する医療	令和6年10月1日
にいざわ歯科医院	金沢市泉が丘2丁目9番1号	歯科矯正に関する医療	令和6年10月1日
医療社団法人浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	眼科に関する医療	令和6年10月1日
医療社団法人浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	腎臓に関する医療	令和6年10月1日
医療法人社団中央会 金沢有松病院	金沢市有松5丁目1番7号	腎臓に関する医療	令和6年10月1日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	整形外科に関する医療	令和6年10月1日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	腎臓に関する医療	令和6年10月1日
独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院	金沢市沖町ハ15番地	腎臓に関する医療	令和6年10月1日
公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	腎臓に関する医療	令和6年10月1日
中川歯科医院	金沢市長土堀1丁目12番11号	歯科矯正に関する医療	令和6年10月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科に関する医療	令和6年10月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科に関する医療	令和6年10月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	整形外科に関する医療	令和6年10月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	腎移植に関する医療	令和6年10月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	心臓脈管外科に関する医療	令和6年10月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	脳神経外科に関する医療	令和6年10月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	口腔に関する医療	令和6年10月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	小腸に関する医療	令和6年10月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	免疫に関する医療	令和6年10月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
クスリのアオキ泉が丘薬局	金沢市泉が丘2丁目4番20号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
クスリのアオキ疋田薬局	金沢市疋田3丁目63番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
クスリのアオキ鈴見薬局	金沢市もりの里3丁目183番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日

クスリのアオキ桜田薬局	金沢市桜田町1丁目31番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
クスリのアオキ粟崎薬局	金沢市粟崎町2丁目3番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
クスリのアオキ藤江薬局	金沢市藤江北1丁目303番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
クスリのアオキ畝田薬局	金沢市畝田西3丁目514番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
クスリのアオキ鞍月薬局	金沢市鞍月5丁目77番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
クスリのアオキ安原薬局	金沢市福増町南1252番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
クスリのアオキ小坂薬局	金沢市小坂町西17番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
クスリのアオキ間明薬局	金沢市進和町82番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
クオール薬局磯部町店	金沢市磯部町二6番地1	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
V・drug 鳴和薬局	金沢市大樋町3番3号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
桜町ゆうゆう薬局	金沢市桜町23番11号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
中森かいてき薬局	金沢市増泉2丁目7番44号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
中森かいてきホコ町薬局	金沢市保古1丁目167番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
アイビー薬局	金沢市入江2丁目232番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
大徳はなの木薬局	金沢市松村1丁目5番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
朝霧台あおば薬局	金沢市田上本町3丁目203番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
鞍月あおぞら薬局	金沢市鞍月東1丁目8番地2	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
泉丘薬局	金沢市泉野出町3丁目1番13号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
ウエルシア薬局金沢出雲町店	金沢市出雲町イ222番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
県庁前コメヤ薬局	金沢市西都1丁目62番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
小立野台コメヤ薬局	金沢市小立野2丁目42番36号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
荒屋らいつ薬局	金沢市荒屋1丁目89番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
紫錦台薬局	金沢市石引4丁目1番13号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
神田まつだ薬局	金沢市新神田4丁目6番2号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
アルプ薬局駅西店	金沢市駅西本町3丁目1番25号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
アルプ薬局花里店	金沢市三口新町2丁目3番12号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
アルプ薬局泉野店	金沢市泉野町1丁目19番10号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
中村漢方薬局	金沢市石引1丁目5番23号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
佐倉薬局	金沢市西大桑町17番30号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
北村長生堂薬局	金沢市上荒屋4丁目8番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
キタムラ薬局	金沢市寺中町ト7番地3	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
箔山堂小坂薬局	金沢市小坂町中88番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
キリン堂金沢駅西薬局	金沢市駅西新町2丁目7番34号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
かねだ薬局	金沢市三馬3丁目238番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
ファーマライズ薬局平和町店	金沢市平和町3丁目8番21号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
プラス薬局	金沢市木越町チ80番地6	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
菜の花薬局	金沢市京町2番18号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
上荒屋菜の花薬局	金沢市上荒屋1丁目404番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
平和町菜の花薬局	金沢市平和町3丁目4番25号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
兼六薬局	金沢市石引4丁目1番8号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
とくひさ泉本町薬局	金沢市泉本町4丁目11番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
わかひの薬局	金沢市赤土町二4番地9	育成医療、更生医療	令和6年10月1日
アカンサス薬局	金沢市石引1丁目8番18号	育成医療、更生医療	令和6年10月1日

3 訪問看護

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
-----	-------	-----------	---------

ニチイケアセンター 笠舞 訪問看護ステーション	金沢市笠舞本町1丁目4番5号	更生医療	令和6年10月1日
訪問看護・リハビリステーション 「リハス」	金沢市西泉5丁目33番地	育成医療、更生医療	令和6年10月1日

●金沢市告示第301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の医療機関から同法第54条第2項により指定された指定自立支援医療機関を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

令和6年11月21日

金沢市長 村 山 卓

1 薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞退年月日
サンライトあかり薬局	金沢市近岡町381番地	育成医療、更生医療	令和6年9月1日
かんばら薬局	金沢市額新保1丁目245番地	育成医療、更生医療	令和6年3月13日

2 訪問看護

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞退年月日
EST 訪問看護ステーション森本	金沢市吉原町ハ66番地1	育成医療、更生医療	令和5年3月31日

●金沢市告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和6年11月21日から同年12月5日まで一般の縦覧に供します。

令和6年11月21日

金沢市長 村 山 卓

路 線 名	区 間	供用開始日
犀 川 18号	瀬 領 町 力 86番 先から	令和6年11月23日
瀬 領 町 線 1号	瀬 領 町 力 117番 3 先まで	

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

令和6年11月21日

金沢市長 村 山 卓

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施 行 地 区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市南新保土地区画整理組合	令和元年12月2日から令和12年3月31日まで	金沢市南新保町イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル及び力の各一部並びに大友2丁目、鞍月東2丁目及び割出町の各一部。区域内に介在する道路及び水路を含む。	金沢市南新保町リ6番地1	令和元年11月25日	令和6年11月1日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

令和6年11月21日

金沢市長 村 山 卓

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市南新保土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定により、市街地再開発組合設立発起人羽岡巖ほか4名から市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第15条第2項において準用する同法第7条の3第3項の規定により、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、令和6年12月20日までに金沢市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号）第10条に定めるところにより書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

令和6年11月21日

金沢市長 村 山 卓

- 1 設立予定の組合の名称
片町四番組海側地区市街地再開発組合
- 2 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称
 - (1) 都市再開発法第14条に属する地域
金沢市片町2丁目1番から9番まで、9番2、10番から12番まで、12番2、13番から16番まで、16番2及び17番から25番まで
 - (2) その他の地域
ア 金沢市片町1丁目153番、154番、154番4及び155番から165番まで
イ 金沢市片町2丁目5番2及び27番並びに26番の一部
ウ 金沢市香林坊1丁目29番の一部
エ 金沢市香林坊2丁目7番及び8番の各一部
オ 国道3・5・5森山有松線及び市道2級幹線311号武蔵・片町線の各一部
- 3 施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所
金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市都市整備局市街地再生課
- 4 縦覧期間
令和6年11月21日から同年12月5日まで

金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例（平成15年条例第8号）第20条第1項の規定による災害に強い都市整備の推進に関する協定（以下「防災まちづくり協定」という。）を締結したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年11月21日

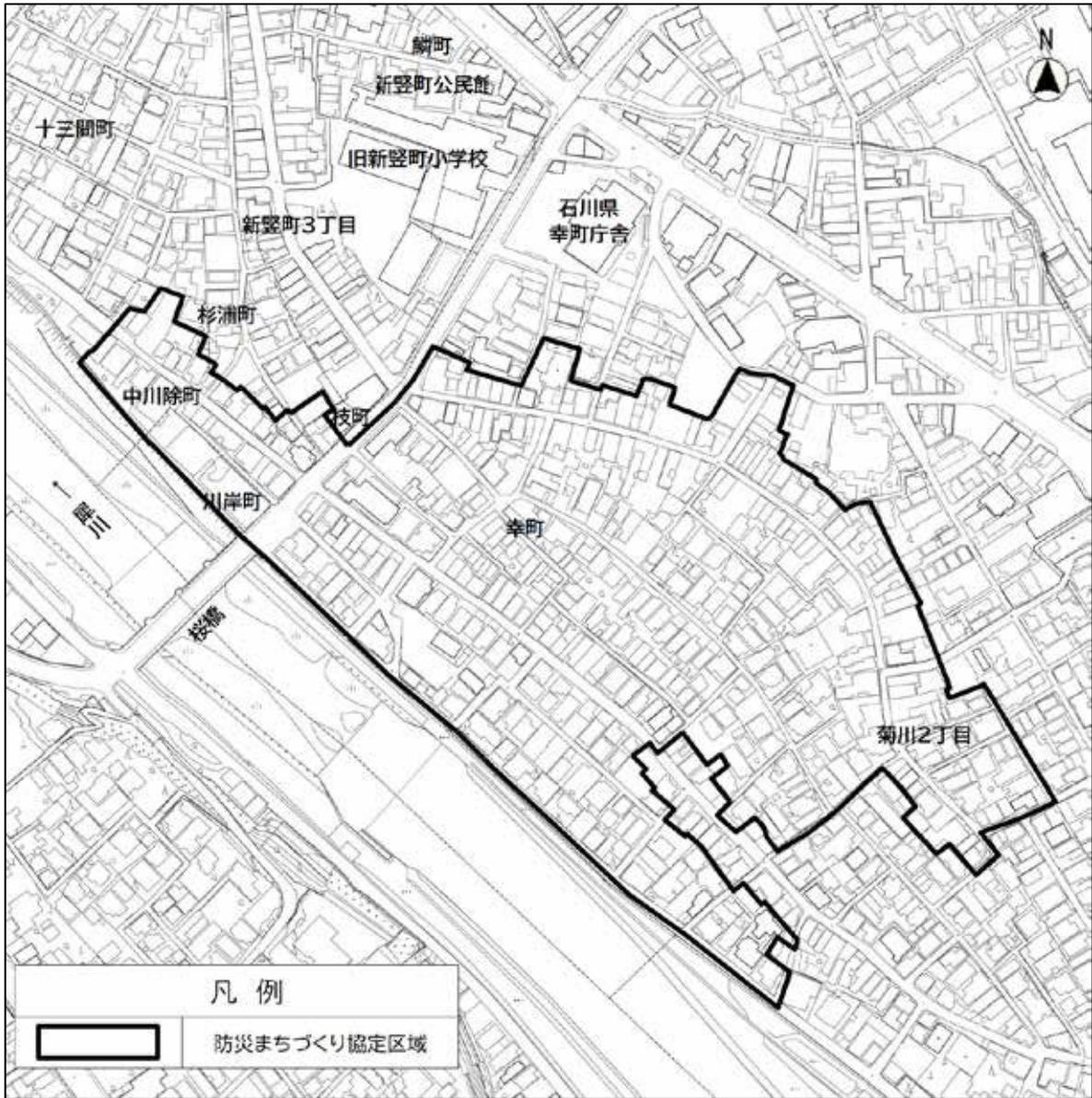
金沢市長 村 山 卓

- 1 防災まちづくり協定を締結した相手方
幸町地区住民等
- 2 防災まちづくり協定を締結した年月日
令和6年11月11日

- 3 防災まちづくり協定番号
4
- 4 防災まちづくり協定の名称
幸町地区防災まちづくり協定
- 5 防災まちづくり協定の区域
別図（幸町地区防災まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 幸町地区防災まちづくり計画の内容

地区施設整備計画の名称		幸町地区防災まちづくり計画
地区施設整備計画の対象となる区域		幸町、中川除町、川岸町、枝町、杉浦町、菊川2丁目の各一部
地区施設整備計画の対象となる面積		約7.9ha
地区施設整備計画の目標年次		2044年（令和26年）
災害に強い都市整備の目標		<p>本地区は、金沢市の中心部に位置し、藩政期以来の道路基盤を残す地区である。</p> <p>地区内には狭あいな道路が多く、老朽化が激しい木造住宅が密集しているほか、空き家や空き地も増加しつつあり、地震をはじめとする災害に強いまちづくり、安全・安心の確保が急務となっている。</p> <p>このため、災害時の避難及び消防活動などに資する防災機能を確立するとともに、良好な住環境の形成を図り、安全で住み良いまちづくりを実現することを目標とする。</p>
災害に強い都市整備の方針		<p>(1) 災害時でも安全で安心な道路機能、消防水利の確保を図る。</p> <p>(2) 地域住民相互の防災体制の強化を図る。</p>
その他災害に強い都市整備を推進するために必要な事項	壁面の位置の制限	建築基準法を遵守し、道路中心線から2mを基準とし、建築物の外壁又はこれに代わる柱、門若しくは塀を後退する。
	建築物等の形態又は意匠の制限	出窓、軒その他これらに類するものは、壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲内に納めること。
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合は、生け垣、植栽又は透過性のフェンスとする。</p> <p>レンガ、タイル、ブロック、石等を設ける場合は、高さが0.6m以下のものとする。</p>
	工作物の設置の制限	壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲には工作物を設置しない。
	その他	<p>本地区の住民は以下に努める。</p> <p>(1) 防災活動への協力</p> <p>(2) 自主防災活動の実施</p> <p>(3) 空き家、空き地、ブロック塀の適正管理</p> <p>・一時避難所、防災空地の適地に関する市への情報提供</p>
地区施設の整備	<p>(1) 防災道路の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な道路（幅員4m）の道路改良 ・防災道路相互の交差点（隅切り）の改良 <p>(2) 用水点検口における防火用ピットの整備</p> <p>(3) 狭あい道路拡幅整備モデル事業による整備</p> <p>(4) 一時避難所、防災空地等の整備</p>	

幸町地区防災まちづくり協定区域図



教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第7号

令和7年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

令和6年11月21日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

令和7年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内(以下「県内」という。)に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 定 員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。
なお、郵送による出願を希望する者は、簡易書留とし、入学検定手数料分の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（110円分の切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (5) 県外からの志願者及び1(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

4 志願変更

- (1) 志願の変更
入学願書提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。
- (2) 志願変更手続
ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。
なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をすること。
イ 本校に設置される他の学科へ志願変更する場合も、アに準じて必ず手続をすること。ただし、志願変更証明書及び入学検定手数料に関する手続は、不要とする。
ウ 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

- (1) 入学願書受付期間
令和7年2月19日（水）から同月25日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。
なお、出願の特例措置については、11(4)及び(5)を参照すること。
- (2) 志願者数公表
令和7年2月25日（火）午後3時30分に、本校において行う。
- (3) 志願変更期間（入学願書取下げ及び変更出願）
令和7年2月28日（金）から同年3月4日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。
- (4) 確定志願者数公表
令和7年3月4日（火）午後3時30分に、本校において行う。
- (5) 調査書等の提出期間
令和7年3月4日（火）から同月6日（木）まで。

なお、(1)、(3)及び(5)についての受付時間は、午前9時から午後4時までとし、令和7年2月25日(火)及び同年3月4日(火)は、午前9時から午後3時までとする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

なお、選抜に当たっては、当初からの志願者と志願変更による志願者は、同等に取り扱う。

(1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

(2) 調査書における学習の記録の評定の取り扱いについては、「第1学年及び第2学年(義務教育学校においては第7学年及び第8学年)の各教科の評定の合計値」と「第3学年(義務教育学校においては第9学年)の各教科の評定の合計値を2倍した値」の和を用いることとする。

(3) 審査は、調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して行うものとする。

なお、面接の結果も十分参考にする。

7 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

8 自己申告書

欠席日数が、中学校のいずれかの学年において年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出する。中学校長は、その際、封筒の表に在学又は出身中学校名と志願者氏名を記載し、調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

9 学力検査等

(1) 学力検査は、令和7年3月11日(火)及び同月12日(水)の両日、志願者全員について、本校において行う。

(2) 1日目に国語、理科及び外国語(英語(「聞くことの検査」を含む。))の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月11日(火)	9:00~9:50	10:10~11:00	11:20~12:10
	国 語	理 科	英 語

*各教科100点満点

(3) 2日目に社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月12日(水)	9:00~9:50	10:10~11:00	11:20~
	社 会	数 学	面 接

*各教科100点満点(面接を除く。)

10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、令和7年3月19日(水)正午に、本校において受検番号の掲示をもって行う。

11 通学区域及び県外からの出願

(1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則(平成12年教育委員会規則第27号)の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

(2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則(昭和33年教育委員会告示第2号)第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を令和7年1月6日(月)以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間内に本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

(3) 福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項)に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。

(4) 転勤による県外からの一家転住等、その他やむを得ない事情により所定の期間内に申出が出来なかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

- (5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え、中学校長を経由して金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。その出願期間は、令和7年2月28日(金)から同年3月4日(火)午後3時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。
- 12 外国籍生徒及び海外帰国生徒の出願等
- (1) 中学校に在籍し、出願期間最終日時時点で、原則として入国後又は帰国後3年未満の者が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込み又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添えて、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。
- (3) 出願期間最終日時時点で、原則として入国後又は帰国後3年未満の者に対する学力検査問題における特別措置ア 漢字にひらがなのルビを振った学力検査問題(設問の都合上、問題にルビを振らない場合もある。)での受験を希望する場合は、入学願書出願開始日までに、特別措置申請書により金沢市教育委員会に申請するものとする。
- イ 措置内容については、本人宛てに通知する。
- 13 学力検査等において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等
- (1) 学力検査等において特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査等に関する特別配慮事項申請書により、中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。
- (2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。
- (3) 特別な配慮事項については、石川県教育委員会が定める令和7年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。
- 14 推薦入学
- 次の学科について実施する。
- (1) 募集人員 72人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	24人
電 気 科	12人
電 子 情 報 科	12人
建 築 科	12人
土 木 科	12人

(2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、令和7年3月に県内の中学校を卒業見込み又は修了見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

(3) 出願方法及び出願手続

- ア 出願は、1人1学科に限る。
- イ 推薦入学を志願する者(以下「推薦入学志願者」という。)は、所定の推薦入学願書(以下「推薦入学願書」という。)に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。
なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3(3)に同じとする。
- ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。
なお、成績一覧表は、令和7年3月4日(火)から同月6日(木)までに本校校長に提出すること。
- エ 自己申告書については、「8 自己申告書」に準ずる。

(4) 出願期間

出願受付期間は、令和7年2月4日(火)から同月6日(木)までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

(5) 推薦に当たって中学校長のとるべき措置

- ア 中学校長は、推薦の厳正・公平・適切を期するため、校長を委員長とする推薦委員会を設ける。
- イ 推薦委員会は、推薦入学に関する事項を取り扱う。
- ウ 被推薦者の決定は、中学校長が行う。

(6) 面接

ア 面接は、令和7年2月13日(木)に推薦入学志願者の全員について、本校において次により実施する。

9:00～9:30	9:30～9:45	10:00～
受 付	氏名確認及び注意事項伝達	面 接

- イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。
- ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

(7) 推薦入学者の選抜

- ア 推薦入学志願者については、学力検査を行わない。
- イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を総合して、合格内定者を決定する。

(8) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知等

- ア 令和7年2月18日(火)午前10時に、本校で学科別合格内定者数を公表する。
- イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、令和7年2月18日(火)に各中学校長に送付する。
また、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

(9) 合格者の発表

合格内定者については、令和7年3月19日(水)正午に、本校で一般入学の合格者とともに発表する。

(10) 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者の取扱いについては、令和7年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料(現金)の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該者が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

15 一般入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

一般入学の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人からの申請に基づき、本校校長が審査し、次のア、イ又はウに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

- ア 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定されている、学校において予防すべき感染症等により、別室受検によっても受検できなかった者
- イ 月経随伴症状の体調不良等により、別室受検によっても受検できなかった者
- ウ 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

(2) 申請及び審査

ア 申請

(ア) 中学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和7年3月11日(火)及び同月12日(水)の両日とも原則午前9時までに、本校校長に対して電話にて伝える。

(イ) 受検希望者は、令和7年3月12日(水)の原則午後4時までに、中学校長を経由して本校校長へ追検査受検申請書を提出する。その際、追検査受検申請書には、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類(医師の診断書、中学校長の副申書等)を添付する。

イ 審査

(ア) 本校校長は、申請書等を審査し、(1)ア、イ又はウに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。

(イ) 本校校長は、令和7年3月13日(木)午後3時までに審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を中学校長に交付する。

(ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。合格者は若干名とし、一般入学の合

格者に追加する。

なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

(4) 追検査

ア 追検査は、令和7年3月21日(金)に本校において行う。

イ 追検査は、検査Ⅰ(国語、外国語(英語(「聞くことの検査」は行わない。)))及び検査Ⅱ(理科、社会、数学)を次の日程により実施する。

8:20～8:40	9:00～9:40	10:00～11:00
受 付	検 査 Ⅰ	検 査 Ⅱ

検査Ⅰは、国語40点、英語40点の計80点満点、検査Ⅱは、理科40点、社会40点、数学40点の計120点満点
ウ 面接及び適正検査については、実施しないこととする。

(5) 選抜結果の通知

本校校長は、選抜結果通知書を作成し、令和7年3月21日(金)に中学校長に送付する。また、合格者には、合格通知書を中学校長を通じて交付する。

なお、受検番号の掲示による合格者の発表は行わない。

16 その他

(1) 詳細については、石川県教育委員会が定める令和7年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、令和7年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び令和7年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

(2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、320円分の切手を貼付した返信用封筒(角形2号)を同封し、本校へ直接申し込むものとする。

(3) 入学者募集に関する問合せ先

金沢市立工業高等学校(石川県金沢市畷田東1丁目1番地1)

電話 (076)267-3101 (郵便番号920-0344)

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により、選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第1項の規定により告示します。

令和6年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

選挙人名簿の登録を行う日 令和6年12月2日

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により令和6年第11回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和6年11月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

令和6年11月26日 午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定による許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
- (8) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
- (9) 農地法第3条の規定による許可等の基準に関する意見決定について
- (10) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

◎正 誤

○令和6年10月1日付け金沢市公報第3159号

頁	箇所	誤	正
5	上から7行目	併用開始日	供用開始日

○令和6年10月11日付け金沢市公報第3160号

頁	箇所	誤	正
4	上から24行目	併用開始日	供用開始日

令和6年(2024年)11月21日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄